

防災無線の受信が悪くなっていますか？



防災無線受信機の間えが悪いときや聞こえない場合は、次のことをご確認ください。

無線が放送されていない時に**緑色のランプ**が点滅していると圏外(無線放送中は点滅しません)

- ①受信機の「AC」と書かれた**緑色のランプ**が点滅していないか
 - ②アンテナは、しっかりと伸びているか
 - ③電波の入りにくい位置に受信機を置いていないか
 - ④家電や電子機器の近くに受信機を置いていないか
- ※家電や電子機器の影響により電波をうまく受信出来なくなっている可能性があります。



電池交換は2年が目安

■対処法

アンテナをしっかりと伸ばし、玄関口や窓際などの電波の入りやすい場所に受信機を移動し、「AC」と書かれた緑色のランプが点灯し続ける位置を探してください。

また、より強く電波を受信できる「外部アンテナ」を取り付けることもでき、工事費用は無料です。詳しくはお問い合わせください。なお、**裏面のねじは絶対に外さないでください。**

■注意事項

受信機は、停電時にも放送を受信できるように電池(単1形乾電池)でも動くようになっています。しかし、長い間電池を入れたままにしておくと液漏れを起こしてしまい、受信機の故障につながります。受信機正面の「OPEN」と書かれた部分を押し込みながら矢印の方向に動かすとふたが開きますので、定期的に電池交換をしてください。

お問合せ●総務課交通防災係 ☎ 76-2611

あなたが創る“地方の時代”

多古町魅力活力にぎわい創出支援事業補助金

町内で創業や事業承継をする事業者(個人・法人)に対し、事業開始に要する費用の一部について最大250万円を補助します。

すでに町外で事業を営んでおり、町内で新たに事業所を設置する場合などでも対象になります。

対象要件

- ・申請年度内に**創業または申請時に創業の日から6カ月が経過していないこと**
- ・営む業種が「**小売業・卸売業・サービス業**」その他これらに類すること
- ・**町内で5年以上継続して事業を行うこと**
- ・原則として、**週20時間以上営業すること**
- ・許認可が必要なものは、取得していること
- ・**多古町商工会に加入すること**
- ・住所または所在地の税等に滞納がないこと
- ・フランチャイズチェーン方式などによる出店でないこと
- ・対象経費の発注は**原則、町内業者に発注すること**



補助対象経費

対象経費例		補助率	上限額
会社設立費用	・司法書士や行政書士など専門家への報酬	1/2 以内	20万円
設備費用	・機械装置や工具器具備品の調達費用など(原則リース・レンタルでの調達)	1/2 以内	50万円
工事費用	・事務所や店舗の工事	1/2 以内	50万円 (空き店舗を活用する場合は100万円)
賃借料	・店舗の賃借料	1/2 以内	月額5万円 (通算12カ月を限度とする)
広告宣伝費	・パンフレット印刷費用 ・看板の制作費用	1/2 以内	20万円

昨年度この補助金を活用して多古町に出店した株式会社LUFU

すずきらなさん(デザイナー・黒板アート作家)

出身地の旭市を拠点に活動していますが、縁あって、多古町にも事務所を設けました。

その際「多古町魅力活力にぎわい創出支援事業補助金」を活用させていただきました。

多古町は人と人のつながりが強くて、とても活動しやすいですね。空港が近くてアクセスが良いのも魅力です。多古町事務所では、1階でアートギャラリー、2階で学習塾を行っています。

ワークショップやアーティストの作品展などを企画し、アートを通じた地域の交流サロンにしていきたいと思っています。



店舗のシャッターに描いたアート作品の前にて

国民年金保険料の「産前産後期間免除制度」をご存じですか？

国民年金第1号被保険者^{*1}が出産した場合、出産前後一定期間の国民年金保険料が免除されます。この免除期間については、保険料を納めた期間として将来受け取る年金額に反映されます。

免除対象期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(双子などの場合は3カ月前から6カ月間)が対象で、申請により保険料が免除されます。

(死産、流産、早産、人工妊娠中絶された場合を含みます。※妊娠85日以上)

対象となる方

国民年金第1号被保険者^{*1}で出産日が平成31年2月1日以降の方

*1[第1号被保険者]

自営業者、農林漁業者、学生および無職の方(20歳以上60歳未満)

申請時期

出産予定日の6カ月前より(出産後の申請もできます)

届出先

住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口

申請の際に必要なもの

年金手帳、本人確認のため運転免許証など。(出産前の場合)母子健康手帳

※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

お問合せ●

住民課国保年金係 ☎ 76-5405
佐原年金事務所 ☎ 0478-54-1442

詳しくはホームページをご覧ください

お問合せ●産業経済課経済振興係 ☎ 76-5404

